

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に向けて －国民生活・経済及び地方に関する調査会 2 年目の活動－
著者 / 所属	東松 敬宏 / 第二特別調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	468 号
刊行日	2024-7-25
頁	18-27
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240725.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築に向けて

― 国民生活・経済及び地方に関する調査会 2 年目の活動 ―

東松 敬宏

(第二特別調査室)

1. はじめに
2. 参考人からの意見聴取及び質疑
3. 委員間の意見交換
4. 主要論点の整理
5. おわりに

1. はじめに

国民生活・経済及び地方に関する調査会（以下「調査会」という。）は、国民生活・経済及び地方に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第210回国会（令和4年10月3日）に設置され、3年間を通じた調査テーマを「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」とし、1年目は「社会経済、地方の現状と国民生活における課題」について調査を行った。

2年目は「社会経済、地方及び国民生活に必要な施策」について調査を行い、第213回国会においては、調査テーマのうち「地域経済とコミュニティの活性化」（令和6年2月7日）、「若者への教育支援」（2月14日）、「ジェンダー平等と働き方」（2月21日）及び「障がい者・ユニバーサルデザイン・地域交通への対応」（4月17日）について、12名の参考人から意見を聴取し、質疑を行った。その後、委員間の意見交換（5月15日）を経て、主要論点の整理を含む中間報告を取りまとめ、6月5日、調査会長から議長に提出した¹。また、同月7日には、参議院本会議において調査会長が報告を行った²。

なお、フランス共和国及び英国における生活困窮、孤独及び少子化対策並びに地域活性化等に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察のため、本院から派遣された議員

¹ 本報告書は参議院ホームページに掲載されている。

〈<https://www.sangiin.go.jp/japanese/chousakai/houkoku/dai13ki/kokumin2024.pdf>〉（URLの最終アクセスの日付は令6.7.9。）

² 第213回国会参議院本会議録第25号（令6.6.7）

から、報告を聴取した（令和5年12月13日）。

本稿では、調査会における2年目の調査の概要について紹介する。

2. 参考人からの意見聴取及び質疑

（1）地域経済とコミュニティの活性化（令和6年2月7日）

2月7日の調査会においては、「地域経済とコミュニティの活性化」について、株式会社農林中金総合研究所主事研究員石田一喜参考人、摂南大学現代社会学部特任教授・神戸大学名誉教授平山洋介参考人及び徳島大学大学院教授田口太郎参考人の3名から意見を聴取し、質疑を行った³。

石田参考人から地方農村部での産業の担い手確保について、地方農村部では移住に関して特に仕事面での課題が多く挙げられており、中でも働く人のニーズと合致していなかったこと、同時に複数の仕事に関わるマルチワークが安定的な仕事づくりのために重要であること、地域におけるマルチワークを支える特定地域づくり事業協同組合制度⁴が移住の決め手となる一方で、運営には課題もあること等の意見が述べられた。

平山参考人から空き家問題と地方の再生について、空き家のうち、約4割は所有者自身も使い道が不明であること、空き家増加の要因として、戦後の住宅不足やオイルショックを契機とした景気対策の柱として住宅建設が位置付けられる一方、既存住宅市場が未発達であること、国際的に見て低水準である既存住宅市場を活性化すれば、持続可能な大きな経済となり得ること、地域振興への国の支援の在り方として、困っている地域を助けるのか、頑張っている地域に目を向けるのかが問われていること等の意見が述べられた。

田口参考人から地域づくりや住民協働について、地域コミュニティがかつての全員参加型から変容している中、転出した人や地域の外の信頼できる人とネットワークをつくる「ネットワーク型自治」がこれからの地域の課題となること、行政による団体自治と住民による地域活動がともに縮小しているため、公共サービスのスリム化やデジタル化を模索する必要があること、地域住民が主体的に問題意識を持ち、自らの地域に何が必要か不必要かを考える機会を得る必要があること等の意見が述べられた。

委員からは、進学を機に地方から大都市に移動した者の多くが卒業後も大都市にとどまる要因、自然災害で被災した地方鉄道の復旧を国の責任で行う必要性、関係人口を活用した農業の担い手不足対策の是非、マルチワークと中長期的なキャリア形成との関係性、空き家問題の解決に必要と思われる施策、地域づくりが長年課題とされながらも目指した姿が実現できていない要因、障がい者を含めた地域コミュニティ形成に必要な行政の人材育成策等について質疑が行われた。

（2）若者への教育支援（令和6年2月14日）

2月14日の調査会においては、「若者への教育支援」について、東京大学大学院教育学研究科教授・教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター長小国喜弘参考人、NP

³ 第213回国会参議院国民生活・経済及び地方に関する調査会会議録第1号（令6.2.7）

⁴ マルチワーカーに係る労働者派遣事業等を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行うもの。

○法人あなたのいばしょ理事長大空幸星参考人及び一般社団法人日本ケアラー連盟理事・一般社団法人ケアラーワークス代表理事田中悠美子参考人の3名から意見を聴取し、質疑を行った⁵。

小国参考人からインクルーシブ教育について、特別支援教育を受ける児童生徒数が増加している背景として、障がいの程度がさほど重くなくとも通常学級での困難を回避するために保護者が特別支援学級等を希望している事例も多いこと、国連の障害者権利委員会から特別支援教育の廃止に向けた行動計画を立てるべきと勧告を受けているが、日本の教育関係者にはインクルーシブ教育による学力低下を懸念する声が多く、学校の慣習や文化、授業手法の抜本的解決に関心が向いていないこと、日本はインクルーシブ教育を、子どもの権利を擁護・保障するものとして捉え、子どもの権利条約を学校現場でいかす必要があること等の意見が述べられた。

大空参考人から困難や生きづらさを抱える子どもについて、既存の相談窓口は出勤や夜勤も要するため相談員不足につながる一方、チャットによる相談窓口は時差を利用し24時間対応可能で、パソコン1台あれば参加できるため若者からのボランティアへの応募も多くなること、自殺は様々な要因によって引き起こされているが、いじめなど個別の問題に特化してしまっており、子どもが相談をためらわないような居場所づくりが必要であること、若者が同世代や少し年下の子どもを支援する「子ども・若者民生委員」の仕組みをつくるべきであること等の意見が述べられた。

田中参考人からヤングケアラー・家庭支援について、少子高齢化が深刻化し、ケアを必要とする人が増えている一方、ケアラーに対する支援が不十分であり、特にヤングケアラーは年齢や成熟度に見合わない過度な負担を背負い自身の健康や生活に大きな影響を及ぼしていること、国や自治体がヤングケアラー支援施策に取り組む一方、ヤングケアラーという言葉に抵抗感を覚えている当事者がいるほか、自治体でヤングケアラー施策の所管部署を決められないなどの課題があること、ヤングケアラーの支援のためには心理的支援も必要であり、家族・関係者にも正しい情報を提供する必要があること等の意見が述べられた。

委員からは、セーフティネット活動を進める上でのNPO法人という組織形態の課題、日本のインクルーシブ教育を推進する上で政治が果たせる役割、相談者の悩みを受け止める「聞く力」を育む取組の必要性、地域特性を踏まえたヤングケアラーの支援体制、NPOが受け付けた子どもからの相談を行政等の機関に引き継ぐ際の課題、ヤングケアラーへの支援に際し家族全体を支える視点を持つ意義、要支援者への支援を家族だけに責任を負わせない社会の実現に向けた取組等について質疑が行われた。

（3）ジェンダー平等と働き方（令和6年2月21日）

2月21日の調査会においては、「ジェンダー平等と働き方」について、和光大学名誉教授・ジャーナリスト竹信三恵子参考人、東京大学大学院経済学研究科教授山口慎太郎参考人及び立命館大学教授筒井淳也参考人の3名から意見を聴取し、質疑を行った⁶。

⁵ 第213回国会参議院国民生活・経済及び地方に関する調査会会議録第2号（令6.2.14）

⁶ 第213回国会参議院国民生活・経済及び地方に関する調査会会議録第3号（令6.2.21）

竹信参考人から男女賃金格差の是正について、女性の賃金水準が低く、女性が活躍するほど全体の賃金は下がる可能性があること、女性の賃金は安くても構わないという思い込みが根強く、女性の賃金を引き上げるためには何らかの規制が必要であること、男性も家事に参加し、女性も家事・育児をしながら働けるようにするため、男性の働き方を女性基準にする必要があること等の意見が述べられた。

山口参考人から日本と外国の男性育休について、日本の男性向け育休制度は世界最高水準であるが、取得状況は世界最低水準であること、男性が育休を取得し子育てをすることが、その後のライフスタイルにも影響し、家事・育児の時間の増加や夫婦の関係、子どもの発達にも好ましい影響があると報告されていること、男性の育休取得を促進するに当たっては、昇進等への影響や育休を取得しにくい職場の環境が主な障壁となっており、経済界に働きかける必要があること等の意見が述べられた。

筒井参考人から女性の継続就業について、女性の有配偶で無職の割合は下がっているが、有配偶で非正規雇用の割合が増え、有配偶で正規雇用である割合はこの20年でほぼ増えていないこと、労働時間・職務・勤務先を自分で決めにくい日本的雇用システムの特徴や、配偶者控除・第3号被保険者制度などの制度、家事負担の女性への偏りが有配偶女性の継続就業を阻む壁となっていること、若者が5年後、10年後の生活の安定を予期できる社会であれば未婚化の緩和や結婚後の働き方への良い影響が期待できること等の意見が述べられた。

委員からは、女性の視点が政策や法律に反映されるよう女性議員を増やす必要性、男女の賃金格差の是正や女性の労働参加のために優先して着手すべき課題、男性の育休取得に対する課題認識、低賃金や雇止めの問題を抱える有期雇用者の実情、同一労働同一賃金やジョブ型雇用が日本に根付かない要因、労働時間を短縮して生活が可能となる賃金率引上げの手法、障がい者の自立や社会参加を可能とする就業環境整備の必要性等について質疑が行われた。

（４）障がい者・ユニバーサルデザイン・地域交通への対応（令和６年４月１７日）

４月１７日の調査会においては、「障がい者・ユニバーサルデザイン・地域交通への対応」について、特定非営利活動法人インフォメーションギャップバスター理事長伊藤芳浩参考人、ＤＰＩ日本会議事務局長佐藤聡参考人及び京都大学名誉教授・富山大学特別研究教授中川大参考人の３名から意見を聴取し、質疑を行った^７。

伊藤参考人から聴覚障がい者の情報保障について、聴覚障がい者は情報に対するアクセス格差、すなわち情報バリアが存在し、社会的に不利な立場にあること、聴覚障がい者に対する情報保障として手話通訳等が実施されているが、通訳者の高齢化や報酬の問題があり、地域差も大きいなどの課題があること、生活面や災害時における情報格差の解消のためには合理的配慮の長期的支援や理解促進、コミュニケーション支援ツールの導入支援、福祉避難所における手話通訳者の常駐等が必要であること等の意見が述べられた。

^７ 第213回国会参議院国民生活・経済及び地方に関する調査会会議録第４号（令6.4.17）

佐藤参考人から日本のユニバーサルデザインとバリアフリーについて、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律。平成18年法律第91号）や東京2020オリンピック・パラリンピックの開催等を契機に進展してきたこと、一方で義務化の対象となっていない小規模店舗での遅れや、大規模施設でも車椅子席が少ないなど不十分な点があること、スタジアム等で車椅子ユーザーの視線が遮られる場合があり、無人駅での対応や電車とホームの間に隙間があるなどの課題があること等の意見が述べられた。

中川参考人から地域公共交通について、日本では営利事業と考えているため、社会全体の利益の最大化を目指す公共サービスとして考え直す必要があること、地方自治体が主体として公共交通の利便性を向上させた地方では、利用者の増加や高齢者の健康増進、地域のイメージ向上等の効果が見られたこと、人と公共交通を中心としたまちづくりが地方都市の活性化に欠かせないこと等の意見が述べられた。

委員からは、地方と都市部でバリアフリーの地域格差が生じる要因と解消策、公共交通機関への財政負担拡大の必要性とそれに伴う労働者への影響、聴覚障がいを持つ子どもの進学率を高める取組の必要性、体力のない事業者がバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進める方策、国や都道府県等が地域公共交通を支援する際の役割分担、選挙運動や政治参加に関わる聴覚障がい者の情報格差や情報保障の問題点、聴覚障がい者が地域の学校に通学する際に求められる情報保障と改善の在り方、障がい者の情報格差が就業に与える影響と対応策、地域のつながりや自治会の弱体化による災害時の聴覚障がい者の情報取得への影響等について質疑が行われた。

3. 委員間の意見交換

5月15日の調査会においては、委員間の意見交換が行われた⁸。

委員からは、複合的な課題を抱えるダブルケアラーに対する重層的支援体制の整備、東京一極集中の是正と地域経済・コミュニティの活性化に取り組む必要性、公共サービスであるとの視点で公共交通を捉えることの重要性、公共交通の維持やバリアフリー化に向けた関係者の協力体制強化の必要性、空き家や農地の需給マッチングに関する施策の在り方、個人の尊厳を基本とする人権尊重の施策を進める必要性、障がい者と健常者との共生につながる糸口となるインクルーシブ教育の実現、「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」に向けた本調査会の役割等について意見が述べられた。

4. 主要論点の整理

調査会では、これらの調査を踏まえて、以下のとおり主要論点の整理が行われた。

（1）地域経済とコミュニティの活性化

ア 担い手の確保

（ア）地方創生のための施策が実施され、地域の情報を発信するなどの取組が行われて

⁸ 第213回国会参議院国民生活・経済及び地方に関する調査会会議録第5号（令6.5.15）

きたが、住民が地域の魅力に気付いていないという実情もある。このため、まずは居住者にその地域の魅力を再認識してもらい、その上で地域外に情報を発信していく必要がある。

(イ) 地域の担い手として活躍するためには、住民との信頼関係を構築する必要がある。地域において移住者等を受け入れるに当たっては、目的を議論した上で主体的な戦略をつくる必要がある。

(ウ) 担い手不足への対応は人口の確保に比重が置かれている一方、全ての住民が地域の担い手になるものではなく、居住地とは異なる地域で活動する担い手も存在する。このため、非居住者に担い手として継続的に関わってもらうことができる地域づくりを進め、都市部への情報発信を積極的に行って関係人口を拡大することが求められる。

(エ) 農村部は年間を通じた仕事が少なく、移住者の希望と合致していない状況にある。特定地域づくり事業協同組合制度は、複数の仕事を組み合わせることにより、移住希望者等に安定した就業機会の提供を通じて、定住の流れをつくり、地域社会を維持、活性化させる効果が期待できる。他方、本制度では、組合自体が事業を行って就業の場を提供することができないため、仕事の組合せを円滑に調整するための工夫が必要である。

イ 地域コミュニティにおける対応

(ア) 地域コミュニティを維持するための施策を実施するに当たっては、人を地域外に出さないようにするのではなく、地域外に移住した人が戻りたくなる、あるいは、地域内で定住しなかったとしても継続的に関わりたくなる地域をつくる観点で戦略を立てることが必要である。

(イ) 人口が減少するとともに、人々の価値観が多様化する中、地域の担い手が減少する一方、地域の維持に必要な労力は同様に減少しないため、地域コミュニティの活動に携わる個人の負担感が増大している。自治体に対応できる業務量は限られるため、地域の運営に必要な活動の存廃を含めた検討が求められる。また、ICTを活用した対応を模索することも重要である。

(ウ) 地域の自治力については企画機能が不足しているため、施策の企画段階から専門家が伴走する仕組みを整備することが求められる。先進的な地域には規制緩和で対応する一方、集落の維持が困難な地域は福祉の観点で支援するなどにより、地域を盛り上げていくことが重要である。

ウ 空き家対策の推進

(ア) 空き家対策を進めるに当たっては、私有物に対する公的介入の論拠を整理するとともに、空き家対策を含めたまちづくりを計画して不動産の所有者に働き掛けることが求められる。また、空き家の除却に対する公的支援をまちづくり計画の中で位置付けることも重要である。

(イ) 日本は既存住宅市場が未発達であり、リフォーム投資の水準も低くなっている。空き家を削減するためには、活用できない空き家と修繕して活用する空き家の仕分

を行うとともに、既存住宅の流通を円滑化するための制度的な枠組みを整備することが求められる。また、将来的な人口の減少を踏まえ、自然災害のリスクも勘案しつつ、新規開発の規制を検討することも必要である。

(ウ) 空き家問題への新たな制度対応として相続土地国庫帰属制度が導入されたものの、建物を除却しなければならないなどの課題があることから、制度活用の促進に向けた検討が求められる。

(2) 若者への教育支援

ア 障がいのある子どもへの対応

(ア) 日本では障がいの程度に応じて学びの場を準備し、結果的に分離教育が行われてきた。これは、国連の障害者権利委員会からも課題として指摘されている。他方、共生社会を実現する観点では、共に学ぶことで多様な価値観を身に付けることが必要であり、インクルーシブ教育の推進が求められる。

(イ) 日本の障がい児教育では、医学モデルを前提として障がいの克服や軽減が焦点となっている。学校全体が社会モデル・人権モデルへと転換し、子どもの権利を尊重するとともに、子どもが安心して授業を受けられるよう、ルール・授業の在り方などを柔軟に変更していくことが求められる。

(ウ) こども基本法を制定し、改めて子どもの権利条約を遵守する国をつくる体制を整えたにもかかわらず、学校現場には浸透していない状況にある。その要因として指摘されている政府の通知の廃止を始め、状況の改善に向けた検討が求められる。

(エ) 文部科学省におけるインクルーシブ教育の所管が特別支援教育課となっており、インクルーシブ教育の問題が障がい児教育の問題とされてしまっていることから、省内での所管替えを検討することが求められる。

イ 子どもや若者への支援の在り方

(ア) 虐待や不登校等に対する支援の現状は対症療法となっており、困難な状況に陥ることを防ぐための施策が求められる。特に、居場所づくりが必要であり、居場所の概念を整理した上で制度化することも検討課題となる。

(イ) 若年層が支援にたどり着いていない状況にあることから、子どもの成長過程や文化によるスティグマの形成も踏まえつつ、施策のアプローチを工夫することが必要である。相談へのためらいを払拭するためには、相談支援を制度化することが有効である。

(ウ) 相談窓口からのつなぎ先が十分に確保できず、家族以外に頼れる仕組みも不十分であることから、こども家庭センターを始めとする体制を強化して対応力を向上させることが求められる。

(エ) GIGAスクール構想で整備された一人1台端末は、悩みを抱える子どもの状態確認に役立てることも可能であり、その結果を受けて子どもを相談窓口につなぐなどの活用方法を検討することが求められる。

ウ ヤングケアラーへの支援

- (ア) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律等では、家族に対する支援が位置付けられているものの、個別の制度対応にとどまるため、横断的かつ包括的な対応が求められる。今後は、既に制定されている条例の規定を勘案するなど、支援対象の範囲縮小等を招かない工夫も必要である。
- (イ) ヤングケアラーの負担を軽減するに当たっては、地域間格差の発生を防止する視点が重要である。また、ケアを必要とする人への支援を拡充する制度改正も有効である。
- (ウ) ケアラーである子どもや若者が自らの負担に気付くことが重要であり、丁寧に説明することで状況を理解し、支援について知ることができるように関わる必要がある。また、就学や就業の機会を失うことのないよう、将来的に生じる可能性のある影響まで視野に入れて予防的な支援を行うことが求められる。

エ 支援者への制度対応

- (ア) 民生委員は高齢化が進んでおり、日常的にＩＣＴを活用している若者にオンラインで対応することには困難を伴うと考えられるため、若者が支援に携わるための「子ども・若者民生委員」の仕組みを創設することが有効である。
- (イ) 支援者の財政基盤を強化するためには、行政からの補助が複数年にわたって継続する制度の導入が検討課題となる。また、非営利で支援を行う組織が営利部門を持つことにより、その収益の一部を非営利部門の運営等に活用できる仕組みを創設することも有効である。

(3) ジェンダー平等と働き方

ア 男女間の賃金格差の是正

- (ア) 女性の賃金水準を引き上げるためには、家計補助にすぎないとする社会の認識を改めていく必要がある。また、スキルに見合った賃金の実現に向けて、保育士、看護師、介護士といった業種別の最低賃金を設けることが有効であると考えられる。
- (イ) 男女間の賃金格差を是正するためには、企業に対して働き掛けを行うとともに、罰則を設けるなど一定の規制を検討することも考えられる。
- (ウ) キャリア中断や転職、時短労働がキャリア形成に依存しにくく、男女均等の賃金が期待できるジョブ型雇用・同一労働同一賃金制度の拡大に向けた取組が必要である。他方、若者の失業率が高くなるおそれがあるため、生活保障として非就業者等に対する積極的な職業訓練や就業支援も併せて実施する必要がある。

イ 男性の育児休業

- (ア) 先進国で最低水準とされる日本の男性の育休取得率を引き上げるためには、育休取得者を昇進等で不利に扱わないことや経済的なインセンティブを付与すること、上司が率先して育休を取得し男性が育休を取得しやすい空気を醸成すること等、事業者環境整備を促す取組が必要である。
- (イ) 男性が安心して育休を取得できるよう、職場における代替人員の確保が求められる。中小企業については、人員確保のための財政的な支援などの環境整備が必要で

ある。

- (ウ) 男性の育休取得は、子育てや夫婦仲に好影響をもたらすほか、父親が家事・育児の責任を分担することにより母親のフルタイム就業率が上がり、夫婦を合算した所得がプラスとなる可能性も指摘されている。この観点でも、男性の育休取得を促進することが求められる。

ウ 働きやすい環境の整備

- (ア) 配置転換・転勤や長時間労働は、女性が就業を継続する上で不利な状況へと追い込んでしまうだけではなく、障がい者等や育児・介護等に携わる人にとっても不利となる。このため、様々な事情に配慮した男女共通の労働規制を検討するなど、誰もが能力を発揮できる労働環境の整備が求められる。
- (イ) 不本意な転勤が改善され、時間外労働が少ない働き方を増やしていくことは、若者を含め、将来の生活への安心感にもつながる。仕事と家庭の両立や少子化対策、女性の継続就業の観点から、住居費が安く、子育てもしやすい地域での就業を可能とするリモートワークの推進に向けた取組も考えられる。
- (ウ) 女性の就業の制約要因とされる第3号被保険者制度等の見直しが求められる。ただし、制度を撤廃しても課題の解決につながらない可能性があるため、雇用システムの改革、家事分担、正規・非正規の賃金格差等も含めて、総合的に見直していくことが求められる。

(4) 障がい者・ユニバーサルデザイン・地域交通への対応

ア 聴覚障がい者の情報保障

- (ア) 聴覚障がい者の情報保障を支える手話通訳者については、高齢化が進んでいることや、報酬に地域差や外国語の通訳者との格差があることが課題であり、人材育成や処遇改善のための支援が必要である。また、公共調達の要件に情報アクセシビリティ対応を設けるとともに、当事者団体等との協議の下、情報アクセシビリティ法のより実効的な施策の推進が求められる。
- (イ) 教育を受ける聴覚障がい者の情報保障を徹底するためには、教員が聴覚障がいへの理解を深めるための教育課程創設の検討、自治体における情報保障に精通した人材の確保、教育分野を専門とするノートテーカー又は手話通訳者等の育成、遠隔手話通訳サービスの活用など、財政面も含めた対応が求められる。
- (ウ) 聴覚障がい者は、給与、キャリアアップの面で不平等なことが転職経験率の高さにつながっているとされる。職場における合理的配慮の長期的支援が得られるよう、障害者介助等助成金の支給期間の延長、相互理解の促進のためのワークショップや音声認識アプリ等のコミュニケーション支援ツールの導入支援、教育と職業訓練における情報保障への支援が検討課題である。
- (エ) 災害発生時における聴覚障がい者の避難行動や避難生活の安全・安心を確保するため、災害に強い通信インフラや高齢者のICT活用のサポート体制の整備、福祉避難所における手話通訳者の常駐等を進めていくことが求められる。また、防災に

関する計画の策定に当たっては、当事者の参画が必要である。

イ 建物・交通のバリアフリー化の推進

(ア) バリアフリー法の改正、東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を契機としてバリアフリー化が進展した一方で、小規模店舗のバリアフリー化は進んでいない。事業者の負担に配慮した上で、バリアフリー基準の義務化の対象を新築の小規模店舗に拡大していくことが求められる。

(イ) 建物のバリアフリー化に際しては、障がい者、高齢者、子育て中の人等の当事者の利便性を向上させる観点で、当事者の設計段階からの参画が重要となる。また、不特定多数が利用する施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインでの設計、世界基準のバリアフリーガイドラインの遵守等を促していくことも必要である。

(ウ) 駅のバリアフリー化については、車椅子ユーザーが列車に自分で乗り降りできるようエレベーターの設置やホームの段差・隙間の解消等の促進が必要である。地方において無人駅が増加する中、遅れているバリアフリー化を促進するための支援に加えて、乗務員が車椅子ユーザーの乗降を介助するなどの工夫が必要である。

ウ 地域公共交通の維持

(ア) 日本の公共交通は営利事業と捉えられており、経費の最小化は地方での利便性の低下や利用者の減少につながっている。公共が責任を持ってサービスを提供すると世界の標準的な考え方を踏まえ、環境・教育・健康・バリアフリー等を含めた社会全体の利益の最大化を目標とする方向に政策を転換する必要がある。これにより利便性の向上と利用者の増加につながることも期待できる。

(イ) 地域公共交通は道路と比較すると予算配分が極めて少ない状況にある。地域公共交通の再構築により、地域の活性化や経済再生、ひいては分散社会の実現にも資することが期待される。社会資本として地域公共交通を維持していくため、国が積極的に役割を果たしていくことが求められる。特に、地方における被災路線の復旧や維持につながることも期待できる。

5. おわりに

東京一極集中や少子高齢社会の進展、旧態依然とした社会構造によって生じる女性や障がい者の有形無形の負担等、現在の日本社会は明るい兆しが乏しい雰囲気になっており、危機感を覚えざるを得ない。魅力、活力を失っている日本を立て直すためには、地方で活性化を講じ、それぞれの地域の魅力を取り戻すことや、どのような立場の人でもそれぞれの持つ力を発揮できるような社会に変革することが必要である。

こうした中、2年目の調査会では、幅広い分野について、専門家や当事者を参考人として招き、リアリティのある議論を行い、調査を進めてきた。3年間のテーマである「誰もが取り残されず希望が持てる社会の構築」の実現に資するため、これまでの2年間の調査を経て示された数多くの論点を踏まえつつ、より議論が深まることを願いたい。

(とうまつ たかひろ)